

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成30年2月8日(2018.2.8)

【公開番号】特開2016-153467(P2016-153467A)

【公開日】平成28年8月25日(2016.8.25)

【年通号数】公開・登録公報2016-051

【出願番号】特願2015-32315(P2015-32315)

【国際特許分類】

C 0 9 B 43/00 (2006.01)

G 0 2 B 5/30 (2006.01)

C 0 9 B 67/46 (2006.01)

C 0 9 B 67/20 (2006.01)

C 0 9 B 31/043 (2006.01)

C 0 9 K 19/38 (2006.01)

C 0 9 K 19/54 (2006.01)

C 0 9 K 19/60 (2006.01)

G 0 2 F 1/1335 (2006.01)

C 0 7 D 263/04 (2006.01)

【 F I 】

C 0 9 B 43/00 C S P

G 0 2 B 5/30

C 0 9 B 67/46 A

C 0 9 B 67/20 K

C 0 9 B 31/043

C 0 9 K 19/38

C 0 9 K 19/54 Z

C 0 9 K 19/60 A

G 0 2 F 1/1335 5 1 0

C 0 7 D 263/04

【手続補正書】

【提出日】平成29年12月19日(2017.12.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

(式中、 $R^1$ は、上記と同一の意味を表す。Aは、酸素原子または硫黄原子を表す。)で表される、<1>に記載の化合物。

<3> 波長350nm~510nmの範囲に極大吸収を有する、<1>または<2>に記載の化合物。

<4> 重合性液晶化合物と<1>~<3>の何れか一項に記載の化合物とを含む、組成物。

<5> 重合性液晶化合物がスメクチック液晶相を示す、<4>に記載の組成物。

<6> さらに重合開始剤を含む、<4>または<5>に記載の組成物。

<7> <1>~<3>の何れか一項に記載の化合物を含む、偏光膜。

<8> 偏光膜の極大吸収波長( $\lambda_{max1}$ )が、式(1)または式(1')で表される化合物の極大吸収波長( $\lambda_{max2}$ )よりも長い、<7>に記載の偏光膜。

- < 9 >  $m a x_1$  と、  $m a x_2$  との差が  $10\text{ nm}$  以上である、 < 8 > に記載の偏光膜。
- < 10 > X線回折測定においてブラッグピークを示す、 < 7 > ~ < 9 > の何れか一項に記載の偏光膜。
- < 11 > < 7 > ~ < 10 > の何れか一項に記載の偏光膜を備える、液晶表示装置。
- < 12 > < 7 > ~ < 10 > の何れか一項に記載の偏光膜、液晶層および基体を備える、液晶セル。
- < 13 > 偏光膜が、基体と液晶層との間に配置される、 < 12 > に記載の液晶セル。
- < 14 > 基体と液晶層との間に、カラーフィルタがさらに配置される、 < 13 > に記載の液晶セル。
- < 15 > < 7 > ~ < 10 > の何れか一項に記載の偏光膜と  $1/4$  波長板とを有する、円偏光板。
- < 16 > < 7 > ~ < 10 > の何れか一項に記載の偏光膜と有機EL素子とを備える、有機EL表示装置。
- < 17 > < 15 > に記載の円偏光板と有機EL素子とを備える、有機EL表示装置。

## 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0083

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0083】

重合性液晶化合物は、好ましくは式(4)で表される化合物(以下、「化合物(4)」と記すことがある)である。

## 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0140

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0140】

$$100\text{ nm} < R e ( 550 ) < 160\text{ nm} \quad ( 40 )$$

$$130\text{ nm} < R e ( 550 ) < 150\text{ nm} \quad ( 41 )$$

$R e ( 550 )$  は、波長  $550\text{ nm}$  の光に対する面内位相差値を表す。

## 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0202

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0202】

本発明の偏光膜が示す二色比は、好ましくは50以上であり、より好ましくは55以上であり、さらに好ましくは61以上であり、さらに好ましくは70以上である。